

仕様書

1 業務名

集団資源回収エリア集計・分析業務

2 業務の目的

現在、札幌市内では、町内会やP T Aなどの住民団体が、新聞、雑誌、ダンボールなどの資源物を回収する集団資源回収が実施されているが、一部の地域では、町内会、P T Aなど複数の団体が、同一エリアで重複して集団資源回収を実施しており、回収の非効率化が進んでいる。一方で、集団資源回収を実施していない地域も発生しており、一部の地域では集団資源回収を利用できないエリアがある状況である。

本業務では、集団資源回収を行う住民団体の活動範囲について集計・分析を行い、将来にわたって持続可能な集団資源回収制度の方向性を検討するための基礎データを整理することを目的とする。

3 履行期間

契約日から令和8年(2026年)3月31日まで

4 業務内容

(1) 資料収集・整理

本分析に必要な札幌市内の資源回収団体に関する情報の収集整理を行う。なお、団体数は約4,000団体程度である。

ア データの収集

札幌市公式ホームページ上で公開されている情報をもとに、住民基本台帳人口データ、P T Aの対象区域についてデータを収集すること。

イ 実施団体の整理

- ・札幌市の登録上、集団資源回収の実施団体を、Aグループ（町内会）、Bグループ（P T A）、Cグループ（子ども会）、Dグループ（老人クラブ）、Eグループ（その他団体）、F（エコボックス）と分類しているが、一部の団体が別のカテゴリに登録されているため、本来の正しいグループに整理・修正
- ・子ども会、老人クラブ、マンション管理組合、団地組合という名称で集団資源回収を行っているが、実質的に町内会と同団体と推測される実施団体もあるため、それらを抽出
- ・属するグループが違う実施団体の中で、実質的に同一団体がないか確認・整理

ウ 札幌市住民組織助成金の交付を受けている町内会（以下「登録町内会」という）との突合

- ・上記アの作業で町内会と分類された実施団体及び子ども会等で実質町内会と同団体と推測される実施団体の中から、登録町内会に該当する実施団体を抽出
- ・名称が完全一致している団体を抽出するとともに、部分的に一致している団体の中から、登録町内会と同一団体と推測される団体の抽出を行い、札幌市との協議を経て、分類を行う
- ・上記作業により、集団資源回収を行っている登録町内会を整理し、発注者が別途提供する登録町内会の対象住所の一覧と突合の上、回収エリアを整理する

エ 町内会以外の実施団体の回収エリアの整理

- ・ P T Aの実施地域は、それぞれの小学校区、中学校区とする
- ・ 子ども会、老人クラブ（登録町内会は除く）は代表者住所とする
- ・ マンション管理組合、団地組合（登録町内会は除く）は当該建物の所在地とする
- ・ 登録町内会以外の町内会があった場合など、判断に迷う事例については、都度、協議して分類方法等を整理する

オ データの変換作業等

- ・ 分析は各団体の活動状況や活動範囲を可視化するために、G I S（地理情報システム）を用いることを前提としていることから、上記で整理した回収エリアについて、分析に必要な各種G I Sデータの選定を行い、発注者と協議の上収集、必要な変換作業等を行う。

(2) G I Sデータ作成及び分析

ア 団体活動範囲G I Sデータ作成

（1）で収集・整理した各種情報に基づき、全ての団体における回収エリアのG I Sデータを作成する。

イ 分析

- ・ 団体の活動内容や活動範囲、範囲の重複状況等をG I Sにより整理し、各種団体や地域特性を分析し、今後、資源回収活動を効率的・効果的に活動を進めるための課題を抽出する。
- ・ 活動エリアが重複するエリア及び集団資源回収の未実施エリアを整理し、その一覧を作成の上、重複エリア及び未実施エリアの人口比率（国調or住基、人数or世帯数）、面積比率を算出すること。
- ・ 各団体が契約している回収業者ごとに回収エリアを整理し、回収業者間の重複エリアの人口比率（国調or住基、人数or世帯数）、面積比率を算出すること。
- ・ 具体的な分析項目や手法については、受注者が検討・立案し、札幌市と協議の上決定すること。

(3) 報告書等作成

業務成果を簡潔にまとめた報告書及び分析の根拠資料となる分析マップを作成する。

ア 成果物

- （ア）業務報告書 一式
- （イ）分析マップ 一式
- （ウ）電子データ一式（GISデータ等） 一式
- （エ）業務完了届

イ 分析マップの仕様

- ・ 各団体の活動エリアを地図上に表示するとともに、各団体種別ごとの色分けするなど、見分けやすい仕様とすること。
- ・ 各団体が契約している回収業者ごとの回収エリアを表示すること。
- ・ 今後も団体が増減することが見込まれるため、納品後においても発注者の方で団体の加除修正が可能な仕様とすること。
- ・ なお、分析マップの縮尺や体裁など、詳細については発注者と協議のうえ決定すること。

5 提供資料

- (1) 集団資源回収を行う町内会、PTA等（以下「実施団体」という）の一覧及び実施団体ごとの回収量
- (2) 登録町内会の一覧及び対象地域の住所
- (3) 各団体が契約している回収業者の一覧
- (4) その他必要となる資料

6 一般事項

- (1) 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人材を確保し、最高の技術を発揮するよう、責任ある技術者を備えなければならない。
- (2) 受託者は、契約後速やかに、本業務実施に関する役務履行計画書を作成し提出すること。
- (3) 成果品及び本業務において作成したイラスト、写真等（以下「成果品等」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本市に帰属するものとする。また、成果品等に関する著作人格権は行使できないものとする。ただし、従前より受託者が保有しており、今回の業務遂行において活用するものについては、この限りではない。
- (4) 業務遂行にあたっては、本市と受託者の連絡を密にして作業を進めるとともに、協議を行った際は速やかに協議録を作成し、本市に提出すること。
- (5) 業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、本市、受託者双方が協議してこれを処理する。
- (6) 業務の履行に関しては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、使用する紙類等は極力環境に配慮したものとする。
- (7) 本市は、不可効力（感染症の流行、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動その他の本市又は受託者の責に帰することのできない自然的または人為的な現象をいう。）により、業務を遂行することが困難になったとき、受託者に対して、契約の解除又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。
- (8) 成果品は全て本市の所有とし、本市の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (9) 業務の履行にあたっては、札幌市の情報セキュリティポリシーに基づき、別記「セキュリティ保全に係る事項」を遵守すること。
- (10) この仕様書に記載のない事項については、受託者は本市と協議のうえ行うこととし、本業務の主旨を十分踏まえ、また本業務の遂行に支障をきたさないよう協力するものとする。

7 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所12階南側）

札幌市 環境局 環境事業部 循環型社会推進課 担当：佐藤、高橋 TEL：011-211-2928

【別記】

セキュリティ保全に係る事項

受託業務の履行にあたっては、本市の情報資産の漏洩、紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するため、本市の指示に基づき、セキュリティ保全のための対策を下記のとおり実施するようお願いいたします。

記

セキュリティ保全のための対策

- 1 情報セキュリティを確保するための体制の整備 本業務の作業実施体制・連絡体制を提示すること。セキュリティ対策の責任者にはセキュリティ対策を十分に管理できる者を配置すること。
- 2 取り扱う情報資産の秘密保持等本業務の遂行にあたり知りえたすべての情報は、履行期間及び履行後において第三者に漏らしてはならない。データの取扱についても同様とする。また、秘密保持及びデータの取扱について、従業員その他関係者への徹底を行うこと。
- 3 情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処 情報セキュリティインシデントが発生した場合には速やかに本市へ報告すること。
- 4 情報セキュリティ対策の履行状況の報告受託者は、定期的に前項までの各項目の履行状況について本市へ報告することとし、本市が行う情報資産の管理に関する履行確認に対して適切に応じ、確認事項についての説明を行うこと。
- 5 情報セキュリティ監査の実施本市の要請等に基づき、サービス提供者のセキュリティ対策、運用体制等に関し、監査を行うことができる。
- 6 情報セキュリティ対策の履行が不十分であると思われる場合の対処受託者の情報セキュリティ対策の履行が不十分であることが認められた場合、本市と協議した上で、本業務の一時中断や損害賠償等、必要な措置を講ずること。
- 7 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 受託者は、業務の完了日又は契約解除の日をもって、情報資産を受託者に返還するとともに、その複製複写物を一切保持してはならない。ただし、本市が必要と認めるときは、その返還日を延期することができる。
- 8 委託元及び委託先の責任の明記本業務の作業を受託者の保有する環境で実施する際には、受託者の責任においてセキュリティ対策を行ったうえで作業を実施すること。
- 9 再委託に関する事項本業務において再委託は原則禁止であるが、業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、セキュリティ対策が確認できる資料を提出し、本市の承認を受けること。また、受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。